

平成28年

第2回市議会定例会 議案第5号

函館市税条例等の一部を改正する条例の制定について
函館市税条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年6月13日提出

函館市長 工藤 壽 樹

函館市税条例等の一部を改正する条例

(函館市税条例の一部改正)

第1条 函館市税条例(昭和25年函館市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第11条第1項各号列記以外の部分中「および第2号」を「, 第2号および第6号」に, 「法第321条の2第3項, 法第321条の12第3項および法第326条第2項」を「法第321条の2第3項および第4項, 法第321条の12第3項および第4項ならびに法第326条第2項および第3項」に, 「よる期間」を「より控除される期間」に, 「当該各号に掲げる期間」を「第1号から第5号までに掲げる期間および第6号から第8号までに定める日までの期間」に改め, 同項第2号中「第30条の10の申告書(法第321条の8第1項, 第2項, 第4項または第19項の規定による申告書に限る。), 」を削り, 同項第3号中「第30条の10の申告書(法第321条の8第22項および第23項の申告書を除く。), 」を削り, 同項第4号中「第30条の10の申告書(法第321条の8第22項および第23項の申告書に限る。)または」を削り, 「法第321条の8第22項もしくは第23項または第78条第4項」を「同項」に改め, 「(第30条の10の申告書(法第321条の8第23項の申告書に限る。))がその提出期限前に提出された場合には, 当該提出期限)」を削り, 同項に次の3号を加える。

(6) 第30条の10の申告書(法第321条の8第1項, 第2項,

第4項または第19項の規定による申告書に限る。)に係る税額
(次号に掲げるものを除く。) 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日

(7) 第30条の10の申告書(法第321条の8第22項および第23項の規定による申告書を除く。)でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日またはその日の翌日から1月を経過する日

(8) 法第321条の8第22項に規定する申告書(同条第21項の規定による申告書を含む。以下この号において同じ。)に係る税額 申告書を提出した日(同条第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限)またはその日の翌日から1月を経過する日

第26条の5中「100分の12.1」を「100分の8.4」に改める。

附則第5条および第6条を次のように改める。

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第5条 平成30年度から平成34年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第26条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「までならびに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

第6条 削除

附則第8条の3中第7項を第12項とし、第6項を第11項とし、第5項を第10項とし、第4項の次に次の5項を加える。

5 法附則第15条第33項第1号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

6 法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備について同号に

規定する条例で定める割合は、 $\frac{2}{3}$ とする。

7 法附則第15条第33項第2号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、 $\frac{1}{2}$ とする。

8 法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、 $\frac{1}{2}$ とする。

9 法附則第15条第33項第2号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、 $\frac{1}{2}$ とする。

(函館市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 函館市税条例等の一部を改正する条例(平成27年函館市条例第47号)の一部を次のように改正する。

附則第5条第6項中「, 新条例」を「, 函館市税条例」に, 「新条例の」を「同条例の」に改め, 同項の表第11条第1項第3号の項中「第30条の10の申告書(法第321条の8第22項および第23項の申告書を除く。), 」を削る。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は, 平成29年1月1日から施行する。ただし, 次の各号に掲げる規定は, 当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中附則第8条の3の改正規定および附則第3条の規定 公布の日

(2) 第1条中第26条の5の改正規定および次条第4項の規定 平成29年4月1日

(3) 第1条中附則第5条および第6条の改正規定ならびに次条第2項の規定 平成30年1月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の函館市税条例(以下「新条例」という。)第11条第1項の規定中地方税法等の一部を改正する等の法律(平成28年法律第13号)第1条の規定による改正後の地方税法(昭和25年法律第226号。以下「新法」という。)第321条の2第4項の規定を適用して期間を控除する部分は, この条例の施行の

日（以下「施行日」という。）以後に同条第2項に規定する納期限が到来する個人の市民税に係る延滞金について適用する。

- 2 新条例附則第5条の規定は、平成30年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。
- 3 新条例第11条第1項の規定中新法第321条の12第4項および第326条第3項の規定を適用して期間を控除する部分は、施行日以後に新法第321条の12第2項または第326条第1項に規定する納期限が到来する法人の市民税に係る延滞金について適用する。
- 4 新条例第26条の5の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税および同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税および同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 新条例附則第8条の3第5項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第1号イに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

- 2 新条例附則第8条の3第6項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 3 新条例附則第8条の3第7項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第2号イに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 4 新条例附則第8条の3第8項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

- 5 新条例附則第8条の3第9項の規定は，平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第2号ハに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

(提案理由)

地方税法等の一部改正に伴い，延滞金の計算期間を改め，法人の市民税の法人税割の税率を改定し，特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例措置を設け，および固定資産税の課税標準に関する特例措置に係る軽減割合を定め，ならびに規定を整備するため